

湖西市日本語教育推進会議設置要綱

(設置)

第1条 多文化共生のまちづくりを目指すために、外国人市民に対する本市の日本語教育推進施策の方向性について日本語教育関係者等による協議をすることを目的として、湖西市日本語教育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国人市民 日本語に通じない外国籍の住民及び帰化をした住民、その他の外国にルーツのある住民（転入者、在勤及び在学をしている者並びにこれらを予定している者を含む）をいう。
- (2) 日本語教育 外国人市民が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人市民に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む）をいう。

(所掌事項)

第3条 推進会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 日本語教育の推進の基本的な方向に関する事項
- (2) 日本語教育の情報共有及び意見交換並びに課題の把握に関する事項
- (3) 日本語教育の施策内容に関する事項
- (4) 日本語教育の推進体制の整備及び連携に関する事項
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、市長が日本語教育の推進に関し必要と認める事項

(組織)

第4条 推進会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域日本語教育コーディネーター
- (3) 日本語教育関係団体の代表者
- (4) 国際交流関係団体の代表者
- (5) 外国人市民の代表者
- (6) 企業の代表者
- (7) 教育機関の代表者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 前各号に定める者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該日の属する年度の末日までとし、再任することができる。ただし、その職に基づいて委嘱又は任命された委員の任期は、当該職にある期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 推進会議に、会長及び副会長を各1名置く。

2 会長は、学識経験者をもって充て、会議を総理し、会議の進行にあたる。

3 副会長は、会長が指名するものを充て、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 推進会議は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第8条 推進会議における協議事項の検討・調整を円滑に実施するため、推進会議に部会を置くことができる。

(会議の公開)

第9条 推進会議は、原則として公開する。

2 推進会議の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、市民安全部市民課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。